

目 次

◇お願い

- 1 信用保証料の徴収について
- 2 貸付実行報告書・変更実行報告書の提出について
- 3 事故報告書提出時のお願い

◇平成25年度経営計画の評価

◇保証承諾額上位店舗（平成26年7月中）

◇平成26年7月の保証状況

◇統計資料

- 1 事業概況
- 2 保証状況
 - (1) 金融機関別保証状況
 - (2) 市町村別保証状況
 - (3) 保証種類別保証状況
 - (4) 業種別保証状況
 - (5) 金額別保証状況
 - (6) 期間別保証状況
 - (7) 資金使途別保証状況
 - (8) 新規・継続別保証状況
 - (9) 担保・無担保別保証状況
 - (10) 事故原因別代位弁済状況

【相談窓口のご案内】

保証月報は、毎月1回発行しております。
ご意見等は企画調整課までお寄せください。

**** 月報をご覧くださいにあたってのおことわり ****

◎四捨五入のため個々の金額の合計が[※]、合計の金額と一致しない場合があります。

◎構成比の数字は、金額をベースとし、小数第二位を四捨五入したものです。このため、個々の構成比の合計が[※]、100%とならない場合があります。

〈表紙の写真〉

清水磨崖仏の紅葉

信用保証料の徴収について

信用保証料の徴収につきましては、その事務を金融機関に委託しておりますが、最近徴収がなされないまま実行（貸付実行・変更実行）がされている事案が見受けられます。

つきましては、信用保証料を徴収のうえ実行されるようお願いいたします。

なお、信用保証料の分納等を希望される方がいらっしゃる場合は、担当者までご相談くださいませ。

【問い合わせ先】

保証部 TEL 099-223-0271

経営支援部 TEL 099-223-0274

貸付実行報告書・変更実行報告書の提出について

貸付実行を行ったときは貸付実行報告書を、保証条件の変更手続きを完了したときは変更実行報告書を遅滞なく当協会に提出していただくこととなっております（信用保証約定書第4条第1項及び第5条第4項）が、提出が遅滞するケースが散見されます。

同報告書の提出が遅滞すると、当協会における手続き完了確認に支障をきたす場合がありますので、実行後速やかに提出していただきますようお願いします。

なお、貸付実行報告書は、オンライン伝送の場合は不要です。

1 貸付実行報告書

オンライン伝送による報告を実施していない金融機関につきましては、書面による報告となりますので、「信用保証書セット」に添付されている「貸付実行報告書」の貸付実行内容を記載のうえ、提出してください。

【注】金融機関によっては、「当座貸越」「カードローン」がオンライン伝送の対象外となっておりますので、ご注意ください。

2 変更実行報告書

条件変更については、全ての金融機関において書面による報告となっております。

「条件変更セット」に添付されている「変更実行報告書」の変更内容を記載のうえ、提出してください。

【問い合わせ先】

保証部保証事務課 TEL 099-223-0271

事故報告書提出時のお願い

債務履行を困難とする事実を予見し、または認知した際に協会に提出いただいている事故報告書については、記入漏れや誤り等がありますと期中管理業務、債権保全措置及び代位弁済手続きに支障をきたします。ついては、記入上の注意点等を以下に記載いたしますので、参考として間違いのないようご記入ください。

事故報告書 表面上段

事故報告書（新規・再報告） 平成 西暦 年 月 日

金融機関 一 代理店 一

鹿児島県信用保証協会 行

次のような事故事由が発生しましたので、約定書第9条に基づき報告します。

住所 金融機関 本・支店名 代表者名

金融機関 住所 代表者名

電話 () -

FAX () -

電話 () -

電話 () -

別紙 有・無

別紙の有無について、○を付けてください。

・7桁もしくは9桁の番号になります。
・0は省略せずに記入してください。

事故報告書 表面下段

事故原因

1. 売上、受注の減少（一般約款不届） 4. 回収困難 7. 経営管理の放逸

2. 売上、受注の減少（競争激化等） 5. 事業拡大、設備投資の過大 8. 災害、事故、その他（ ）

3. 取引先の倒産 6. 金融困窮 9. 不明 10. 保証人事故

1. 取引停止処分 停止日 年 月 日

2. 第1回不渡 不渡日 年 月 日

3. 分割返済不履行 不渡 金融機関 金額 (千円)

4. 割手、担保不渡

5. 行方不明 年 月 頃から (住民票で住所異動の有無を確認してください。)

6. 休業、廃業 年 月 頃から

7. 破産 8. 民事再生 9. その他の法的整理 (裁判所からの通知の添付により記載省略可。)

10. 預金・債権(仮)差押(差押通知の添付により記載省略可。)

11. 担保(仮)差押・競売開始(差押通知の添付により記載省略可。)

12. 期限経過

13. 債務整理委任(弁護士通知等を添付してください。)

14. 担保価値減少(火災等により保証条件担保の価値が減少し、担保の差替・通知ができない時。)

15. 病气

16. 死亡 (戸籍又は葬報等を添付してください。)

17. 刑事訴訟

18. 保証人事故(預金・債権(仮)差押除く。)

事故内容 ()

注①

約定返済が遅延した場合は「3. 分割返済不履行」に該当します。
3か月以上延滞の場合も同様です。⇒誤って、「12. 期限経過」にて報告がある場合があります。

注②

弁護士等に債務整理の委任を行った場合は「13. 債務整理委任」に該当します。⇒誤って、「7. 破産、8. 民事再生、9. その他の法的整理」にて報告がある場合があります。

注③

被保証人が死亡した場合で個人の場合は「16. 死亡」に該当します。
なお、法人代表者の死亡の場合は「18. 保証人事故」に該当します。

◆お願い

法的整理や債務整理委任に伴い、代理人弁護士等へ提出した債権届出書等がある場合は届出書等の写を添付ください。

事故報告書 裏面上段

金融機関取引状況欄 *原店取引も記入してください。

預金・出資金明細		貸付金(割引)明細 (当協会保証分を除いて記入してください)	延滞の有無 延滞回数または最終期日
定期預金	千円	証書貸付	千円 無・有 回
定期預金	千円	手形貸付	千円 年 月 日
通知預金	千円	手形割引	千円 年 月 日
当座預金	千円	(内 不渡見込分)	千円 年 月 日
普通預金	千円	(内 不渡見込分)	千円
別当預金	千円	当座貸付	千円 無・有 回
出 資 金	千円	他 協 会	千円 無・有 回
その他()	千円	その他()	千円 無・有 回
合 計	千円	合 計	千円

注④

注⑤

金融機関の担保設定状況
*該当する項目に○をつけてください。
① 設定なし
② 保証条件の担保
③ 保証条件外の担保 (保証人の担保権を含む)
ア 不動産担保
イ 預金担保
ウ その他()
*保証条件外の担保がある場合は別紙に記入してください。

◇金融機関取引状況記入上の注意点

注④ 「貸付金(割引)明細」欄には、プロパー貸付や当協会保証分以外の保証付貸付の残高を記入してください。⇒誤って、当協会保証分を含めた報告があります。

注⑤ 「金融機関の担保設定状況」欄は必ず該当する項目に○をつけてください。

⇒記入が漏れると、代位弁済時の担保移転等に支障をきたします。

◆お願い

「金融機関の担保設定状況」欄の②保証条件の担保や③保証条件外の担保に該当がある場合は、金融機関の担保評価書・担保台帳等の写しを添付してください。

事故報告書 裏面下段

督促状況	
*該当する項目に○をつけ必要事項を記入してください。	
電話督促	未・済・連絡不可
文書督促	未・済(回)
訪 問	未・済(回)
面 談	可・不可
最終接触日	年 月 日

注⑥

金融機関所見
*該当する項目に○をつけてください。
1. 完済見込(預金相殺や担保処分により完済が可能)
2. 約定償還可能見込(督促により約定通りの償還が見込める)
3. 条件変更見込(期間延長や返済方法変更により償還が見込める)
4. 代弁請求見込(返済が見込めず代弁請求したい)
5. 静観(督促を強化し、推移を見たうえで方針を決めたい)

金融機関所見補足

(事故に至った経緯)

注⑦

(被保証人等の状況 / 督促状況 / 金融機関の今後の方針等)

◇金融機関所見・所見補足記入上の注意点

注⑥ 「金融機関所見」欄の該当する番号に必ず○をつけてください。

⇒事故報告後の当協会の期中管理方針の参考としますので、いずれかに○をお願いします。

注⑦ 「金融機関所見補足」欄は出来るだけ詳細に事故経緯や状況の記入をお願いします。

⇒記入欄が不足する場合は、説明文書等を添付していただいても構いません。

期中支援課では、事故報告企業の早期実態把握と正確な状況把握を心掛けております。
早い段階での期中管理・期中支援業務が進められるように、ご協力をお願いします。

□事故報告書に関するご質問等に関しましては、経営支援部期中支援課までお問い合わせください。

平成25年度経営計画の評価

はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成24年4月に策定した「第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）」の基本方針のもとに、平成25年4月、「平成25年度経営計画」を策定し、信用保証協会法第35条第1項に基づき国に報告を行い、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」の意見・助言を受けただうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、上半期中間的な評価を行うとともに、平成26年5月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」において協議・検討を重ね、「平成25年度経営計画の評価（案）」を作成しました。

この「平成25年度経営計画の評価（案）」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「平成25年度経営計画の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参る所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「平成25年度経営計画の評価（案）」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成26年7月22日
鹿児島県信用保証協会
会長 山田 裕章

【I 経営方針】

平成25年度経営計画においては、経営方針について、次のとおり業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いており、引き続き中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、政策保証等の推進、期中管理の充実・強化による代位弁済の抑制、求償権の回収促進等に注力することとなったが、全体としては、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

1 業務環境

1) 鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、個人消費関連のうち、大型小売店（百貨店・スーパー）の販売額は、薄型テレビなどの駆け込み需要の反動もあり、前年比マイナスが続いており、また新車販売台数（乗用車・軽自動車）は、エコカー補助金効果の反動が表れ減少してきており、個人消費は全体として横ばいとなっている。

観光関連は、九州新幹線全線開業効果が一巡し、県内主要ホテルの宿泊客数や主要観光施設の入場者数は減少傾向にある。

建設関連は、公共工事請負額が前年を上回るなど、一部で持ち直しの動きが見られる。

生産活動においては、食品関連は、焼酎の生産・出荷に底打ちの動きがみられ、電子部品関連は、スマートフォン向けが堅調に推移しているが、家電や自動車関連については厳しい状況が続いている。さらに進出企業の撤退や規模縮小の影響もあり、全体としては減少基調にある。

また有効求人倍率は緩やかな回復を続けているが、正社員の求人割合が低く、雇用・所得環境の回復は鈍い。

このように県内の景気は、生産活動で一部に明るい材料がみられるものの低調に推移し、観光関連の減速傾向が続き、個人消費も弱含むなど、全体として厳しい状態が続いている。

今後については、政府の緊急経済対策による政策効果や平成26年4月に予定されている消費税率引き上げに伴い、耐久消費財を中心に駆け込み需要が見込まれることなどから、個人消費のさらなる下支え効果が期待される。

2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業を取り巻く環境は、九州新幹線全線開業効果が一巡し、観光関連の減速感が強まっており、生産活動も海外景気や原油高の影響等により下押しされるリスクを抱えることから、先行き不透明感が強く、依然として楽観視できない状況で推移して

いるが、政府の緊急経済対策や日本経済再生に向けて政府が掲げる「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」で円高是正・デフレ不況からの脱却による景気回復が期待される。

一方、金融面から見ると、セーフティネット保証5号や中小企業金融円滑化法の効果等で、企業倒産の発生は沈静化しており、同法終了後の平成25年4月以降も国の対応方針は変わらず、このような状況が続くことが予想されるが、業績の改善が進まず過剰債務を内包した企業の倒産が増加するおそれがあるなど、中小企業を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が持続するものと見込まれる。

2 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く環境の中にあつて、平成25年度の保証動向については、政府が掲げる緊急経済対策により長引く景気低迷からの脱却が期待され、保証需要の増加が見込まれる。

また中小企業金融円滑化法の施行以降、中小企業の資金繰り支援のため、積極的に返済条件の緩和を実施してきたが、財務内容の悪化している企業も多く見られ、これらの企業に対する抜本的な経営改善への支援の重要性が増している。

一方代位弁済については、これまでの景気低迷の影響により、経営改善が進まない企業の倒産が高水準で推移することも予想され、代位弁済の増加が懸念される。

また回収についても、有担保保証の減少及び第三者保証人の非徴求や破産申立て等、法的整理の増加の影響による回収率の低下が見込まれるなど、厳しい状況が続くことが予想される。

平成25年度の業務運営は、第3次中期事業計画の基本方針のもとに、保証利用度の向上及び保証承諾の増進、さらに創業支援体制の強化、期中支援体制の充実・強化による代位弁済の抑制、経営・再生支援の充実・強化によるコンサルティング機能の向上、求償権の回収促進等に積極的に取り組むこととする。

そのため政策保証等の推進や資金調達の円滑化に資するため新たに創設した保証制度の利用促進を図るとともに、創業に係る相談・事業計画に対する助言等を行う専任担当者を引き続き保証部に配置する。
また平成24年4月に効果的な支援を行うために設置したサポートミーティング(個別支援会議)による支援企業の拡充を図るとともに、本協会の中小企業診断士と信用調査検定マスター

合格者による経営改善計画のフォローアップを行うなど経営・再生支援体制の充実・強化を図る。
さらに本協会の財政基盤の充実・強化、中小企業者の利便性の向上対策の推進、業務運営に関する外部評価制度による透明性の確保、コンプライアンス態勢の充実・強化、個人情報の適正な管理等に努める。

【Ⅱ 平成25年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価】

本協会の適切な業務運営の確保を目的として、部門別に抽出した重点課題に係る課題解消のための方策実施の状況について、次のとおり自己評価を行った。なお、自己評価の基準となる達成度については、「計画等自己評価(案)に係る達成度基準」に基づき、A・B・Cの3段階とし、A～高い、B～普通、C～低いとした。

1 保証部門

評価項目	(1) 保証利用の推進	総合判定																	
		B																	
課題解消のための方策																			
方策の項目	実施状況	達成度																	
ア 保証利用度の向上対策、保証業務に係る規程等の制定・改廃等に関する協議・検討を行うとともに、機関誌による保証制度の広報等を積極的に実施する。	ア (ア) 保証利用度の向上のための方策 a 保証利用先数増加キャンペーン(7月～12月)を実施した。 b 各種保証制度のリーフレットを作成し、金融機関等関係機関に配布するとともに、訪問・研修を行い利用促進を図った。 短期サポート保証(7,000部) 創業者向け(5,000部) 環境サポート等(4,500部) c 各金融機関営業店に対し、過去2年間保証利用があり、25年5月末に保証利用がない事業者の情報を提供し、再利用の促進を行った。 (イ) 機関誌(保証月報)による主な保証制度の広報 ・25年度鹿児島県、鹿児島市の保証制度(4,12月号) ・セーフティネット保証(5,7,10,1月号) ・環境保全関係保証制度(6月号) ・創業者のための保証制度(6月号) ・当座貸越根保証、事業者ガードローン(8,3月号) ・経営力強化保証制度(9月号) ・特定社債保証(9月号) ・継続型短期サポート保証(11月号) ・経営者保証ガイドライン対応保証(2月号)	ア A																	
イ 保証審査処理の迅速化を図るため、事前協議制については、手続きの簡素化を図るとともに、金融機関等からの事前照会については、丁寧な対応を心掛けることとする。 また、小口簡易審査については、要件を緩和し、対象先の拡充を図り、迅速な保証に繋げることとする。	イ (ア) 事前協議については、金融機関に対し、保証審査に必要な最小限の書類提出を依頼するとともに、早期処理に努めた。 (イ) 小口簡易審査については、要件を14項目から8項目に緩和し対象先の拡大を行い、早期処理に努めた。 件数 1,342件(前年度比175.2%) 金額 5,009百万円(前年度比185.3%)	イ A																	
ウ 手元流動性が低い企業に対しては、金融機関からの保証申込時に、資金繰りの安定化を促進するために、手元流動性を高めるアドバイス等を行う。 また、資金調達の円滑化に資するため、金融機関が推薦した優良企業の申込みについて保証料率を割り引いた㊟保証制度や資金力を強化することを目的とした継続型短期サポート保証制度を創設する。	ウ 手元流動性の低い企業に対しては、積極的にアドバイス等を行い、継続型短期サポート保証やカードローン500の推進により資金繰りの安定化を支援した。 また、マル優保証の推進による資金繰りの円滑化を図った。 (単位:件,百万円,%) <table><tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td><td>金額前年度比</td></tr><tr><td>短期サポート保証</td><td>184</td><td>2,201</td><td>—</td></tr><tr><td>カードローン500</td><td>813</td><td>2,739</td><td>108.8</td></tr><tr><td>マル優保証</td><td>437</td><td>6,488</td><td>—</td></tr></table>		件数	金額	金額前年度比	短期サポート保証	184	2,201	—	カードローン500	813	2,739	108.8	マル優保証	437	6,488	—	ウ A	
	件数	金額	金額前年度比																
短期サポート保証	184	2,201	—																
カードローン500	813	2,739	108.8																
マル優保証	437	6,488	—																
エ 既利用先で完済した先や完済予定先、根抵当権設定先で保証債務残高がない先などに対し、DMの発送や訪問により保証の再利用を促進する。	エ (ア) 債務完済した中小企業者442企業に対し、毎月DMによる再利用案内文書を発送し、うち267企業(前年度407企業)を訪問した。このうち、166件(前年度159件)が保証申込みに繋がった。	エ B																	

オ 金融機関及び商工団体等保証受付機関と連携を密にしなが、会議・研修を通じて、保証申込に係る基本事項を伝達し、遅滞のない保証審査に努めるとともに、審査担当者による企業、金融機関等の訪問を促進する。 カ 多様化する中小企業者の資金ニーズに的確かつ迅速に対応するため、政策保証等の積極的な推進を行い、弾力的な保証対応に努めるとともに、国・地方公共団体の政策に沿って創設された保証制度について、広報や利用促進に積極的に取り組む。	(イ) 過去２年間で債務完済し、協会根拠当権が残存してしている 87 企業について、直近保証利用金融機関に対し、情報提供し保証推進を図った。 オ (ア) 金融機関担当者との研修会を 4 回実施し、商工団体等が主催する会議に 6 回出席した。 また、協会役員・部長と金融機関の役員等との意見交換会を 5 回実施した。 (イ) 審査担当者による訪問・面談を積極的に推進した。 (金融機関 153 店舗、商工団体 43 団体、中小企業者 482 企業) カ 次のとおり各種保証制度の広報等を行った。 保証月報掲載については、上記ア(イ)のとおり。 (ア) セーフティネット保証 Eメール発信(7、10、1月) (イ) 継続型短期サポート保証 リーフレットの配布(5月) Eメール発信(4月) (ウ) 事業者カードローン、事業者カードローン 500 Eメール発信(7月) (エ) 創業支援資金、創業関連保証 リーフレットの配布(5月) (オ) 環境サポート保証等 リーフレットの配布(5月) (カ) 中小企業特定社債保証 Eメール発信(10月) (キ) 経営力強化保証 Eメール発信(10月)	オ B カ B
評価項目の自己評価		
保証利用推進のため、金融機関や商工団体との研修会や会議に積極的に参加し、保証に関する情報提供を行うとともに、保証月報等による広報や「保証利用先数増加キャンペーン」の推進、小口簡易審査の要件緩和による迅速な保証審査に努め、一定の成果を出すことができた。 また、既利用先で完済した先や完済予定先等に対し、DMの発送や企業訪問を実施するなど保証の再利用促進を図ったが、保証承諾は 73,893 百万円(前年度比 98.0%, 計画比 88.0%)と前年度並みにとどまり、保証利用企業先数については、前年度末より 136 企業減少する結果となった。 今後、保証利用に繋がるより効果的な保証推進策を検討し、金融機関等関係機関への訪問・研修や広報の充実を図ることとする。		

評価項目	(2) 中小企業者等の利便性向上に向けた取組		総合判定
			B
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況	達成度	
ア 保証申込に適切に対応できるよう、顧客目線に立った的確でスピーディな保証審査に努める。 また、中小企業者の負担軽減、保証審査の迅速化及び効率化を図るため、保証審査に関する徴求書類の簡素化に努める。	ア 簡易審査(小口審査、一般審査)による保証承諾は、1,837 件(構成比 25.0%)となり、迅速な保証審査に努めた。(前年度 1,242 件 構成比 17.6%) また、平成 24 年度から実施した徴求書類の簡素化(印鑑証明書及び資産証明書(市制度扱い))については、研修会や会議等で周知を図った。	ア A	
イ 各市町村に対し、各地域経済の振興、事業者の資金円滑化を図るため、市町村制度保証の創設や保証料補助等の拡充を要請する。	イ 県内 4 つの市を訪問し、市制度保証の創設や保証料補助等の拡充を要請した。	イ B	
ウ 中小企業者等の利便性向上と保証利用度の向上を図るため、広報活動の充実に努める。	ウ ホームページによる広報や普及促進資料を関係機関に配布した。	ウ B	
エ 中小企業者向け、金融機関向け及び各種団体向け等、配布先に応じた普及促進資料(リーフレット、ガイドブック等)を作成し、配布する。	エ 次のとおり、普及促進資料を作成し配布した。 「信用保証制度のご案内」(5 月) 「あなたのやる起応援します」(5 月 創業者向け) 「切り札登場」(5 月 短期サポート保証) 「みんなで地球を守ろう」(5 月 環境サポート等)	エ A	
オ 金融機関及び商工団体等の会員向け研修会等に参加して、協会制度の説明を行う。	オ 南九州税理士会鹿児島支部主催の研修会に参加し、協会制度の説明等を行った。	オ B	
評価項目の自己評価			
リーフレットやガイドブック等の作成・配布をはじめ、企業訪問や面談等により、情報提供を行うとともに、意見・要望等の収集を行い利便性の向上に努めたが、さらに中小企業者の要望に応えていくために、創意工夫を重ね効果的な対応を図る必要がある。			

評価項目	(3) 創業の支援体制の強化及び地球温暖化対策に取り組む 中小企業者への支援	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 創業資金については、事業の将来性や経営手腕等を的確に判断するため、引き続き保証審査の専任担当者を配置し、事業計画に対する助言や開業後のフォローアップを行う等のきめ細かな対応に努める。 また、金融機関及び商工団体等との連携を強化して、創業塾等のセミナーに出席し、保証制度の説明を行う等、保証利用の推進に努める。	ア 平成 24 年度から保証審査の専任担当者 2 名を配置し、創業予定者等から電話相談等を中心に 550 件の事前相談を受け、丁寧な対応に努めた。 また、5 月に創業者向けパンフレットを作成し、金融機関等関係機関に配布した。 創業関係保証承諾 件数 264 件 (前年度比 106.9%) 金額 1,574 百万円 (前年度比 124.3%) さらに、フォローアップの一環として、開業後の 161 先をモニタリングし、きめ細やかな対応に努めた。	ア A
イ 環境マネジメントシステム (ISO14001 及びエコアクション 21) の認証を取得し、地球温暖化対策に取り組んでいる中小企業者や再生可能エネルギー発電設備の導入及びそのメンテナンスを必要とする中小企業者については、引き続き保証料率の割引を実施するとともに、金融機関及び商工団体等へのリーフレットの配布等による広報や訪問により保証利用の促進を図る。	イ 地球温暖化対策に取り組む中小企業者への支援 (ア) 環境対策サポート保証について、貸付利率を保証期間に応じた低利の固定利率で対応している。 環境対策サポート保証承諾 件数 39 件 (前年度比 195.0%) 金額 833 百万円 (前年度比 145.5%) (イ) ISO14001 及びエコアクション 21 の認証企業に加えて、グリーン経営の認証企業についても、保証料率 0.1% の割引を実施した。	イ A
評価項目の自己評価		
創業関連保証については、専任担当者を配置し、ほとんどの申込み案件について実地調査を行い、申込者との面談による親身な対応に努めた。 また、関係機関が主催した創業に係る研修会に参加し、保証制度の周知を行った結果、前年度を上回る保証実績となった。 一方、環境マネジメント認証取得者については、80 件、金額 2,003 百万円の保証承諾となり、エコ推進事業者に対する保証料軽減による支援ができた。 (内訳 協会制度 57 件 1,601 百万円、県制度 21 件 375 百万円、市制度 2 件 27 百万円) 今後も国や地公体の施策等に呼応し、引き続き、きめ細やかな支援に努めていく方針である。		

2 期中管理部門

評価項目	(４) 期中支援体制の充実・強化	総合判定																		
		A																		
課題解消のための方策																				
方策の項目	実施状況	達成度																		
ア 事故報告書受理前の初期延滞の段階より、金融機関との協議や当該企業との面談等による早期実態把握を行い、破綻危機回避のための必要かつ適切な措置を講じ、代位弁済の抑制を図る。	ア 期中支援実施状況 (ア) 延滞先ヒアリング（延滞４日以上） 実施件数 6,239 件（対前年度比 110.9%） (イ) 大口条件変更先管理（保証残高 1 億円以上） 対象先 51 企業・実施回数 86 回 (ウ) 延滞・事故報告先面談 (単位:回,%) <table><tr><th></th><th>実施回数</th><th>前年度比</th><th>うち面談</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>訪問</td><td>183</td><td>88.0</td><td>146</td><td>112.3</td></tr><tr><td>呼出</td><td>225</td><td>77.6</td><td>147</td><td>80.8</td></tr></table> (エ) 条件変更承諾（返済緩和） 件数 2,587 件（対前年度比 111.2%） 金額 360 億円（対前年度比 105.7%）		実施回数	前年度比	うち面談	前年度比	訪問	183	88.0	146	112.3	呼出	225	77.6	147	80.8	ア A			
		実施回数	前年度比	うち面談	前年度比															
訪問	183	88.0	146	112.3																
呼出	225	77.6	147	80.8																
イ 延滞企業、事故報告企業及び返済条件変更企業等のうち、迅速かつ効果的な支援を行う必要がある企業に対し、事業者、関係金融機関、協会が支援策を協議するために、サポートミーティング（個別支援会議）を開催しているが、支援機関間の連携強化を図り、単に返済条件の緩和のみならず、事業再生上必要な新たな資金保証の対応等、より一層の支援に努める。 そのために「かごしま中小企業再生支援ネットワーク」や金融機関との会議・研修等において、サポートミーティングの開催目的や事例等を説明し、本協会の期中支援体制の周知を図る。	イ サポートミーティング実施状況 平成 25 年度：28 企業 44 回（24 年度：25 企業 40 回） 【25 年度内訳】 (単位:件,百万円) <table><tr><th></th><th>企業数</th><th>金 額</th></tr><tr><td>条件変更</td><td>19</td><td>872</td></tr><tr><td>ニューマネー</td><td>3</td><td>34</td></tr><tr><td>状況確認</td><td>2</td><td>79</td></tr><tr><td>代位弁済</td><td>4</td><td>233</td></tr><tr><td>合計</td><td>28</td><td>1,218</td></tr></table>		企業数	金 額	条件変更	19	872	ニューマネー	3	34	状況確認	2	79	代位弁済	4	233	合計	28	1,218	イ A
	企業数	金 額																		
条件変更	19	872																		
ニューマネー	3	34																		
状況確認	2	79																		
代位弁済	4	233																		
合計	28	1,218																		

評価項目の自己評価

延滞企業や事故報告企業については、金融機関と協議のうえ、訪問や面談等により的確な実態把握を行い、返済緩和などの条件変更による期中支援を推進した。

平成25年3月末の金融円滑化法終了後も金融機関と連携し適切に対応した結果、前年度を上回る条件変更実績となり、代位弁済の抑制に繋げることができた。

また、一時的に窮境に陥った企業に対しては、積極的にサポートミーティングを開催し、金融機関や認定支援機関と連携を図りながら必要な措置を講じた。

このような中、平成25年12月から「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る補助事業を開始するなど、サポートミーティングを活用した支援体制を拡充しており、本事業等の推進により企業の経営課題解決に向けた支援強化を図る方針である。

評価項目	(5) 経営・再生支援の充実・強化	総合判定															
		A															
課題解消のための方策																	
方策の項目	実施状況	達成度															
ア 複雑・高度化している経営課題の解決のため、「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」(国による専門家派遣事業)や顧問弁護士・顧問税理士及び事業再生に関する外部専門家を有効活用し、コンサルティング機能の向上に努める。 また、関係機関との共同主催により外部専門家による事業再生に関する「業種別経営セミナー」を開催し、保証利用企業の経営課題解決に向けた支援強化を図る。	ア (ア) 国の専門家派遣事業については、地域プラットフォームに登録し、各種研修会や保証利用者に対しPRに努めたが、事前相談はあったものの利用には繋がらなかった。 (イ) 外部専門家である「CRC企業再建・承継コンサルタント共同組合」等主催の研修会に出席し、コンサルティング手法の習得に努めた。 (回数:3回 出席者数:延べ21名) 鹿児島県商工会連合会との共催により、建設業に係る経営セミナーを県内4か所(垂水市・伊佐市・南さつま市・屋久島町)で開催し、計50名の参加があった。	ア B															
イ 経営・再生支援については、企業訪問、金融機関等との協議による早期実態把握を行っているが、本年度より本協会の中小企業診断士資格取得者と信用調査検定マスター合格者で構成するプロジェクトチームを編成し、主にサポートミーティング企業を対象として経営改善計画のモニタリング等を実施し、フォローアップ強化を図る。	イ プロジェクトチームによるフォローアップ 9企業に対し14回の企業訪問・面談を実施した。	イ A															
ウ 事業規模が大きく事業再生に時間を要する保証先に対して実効性のある支援を行うため、再生支援協議会等との更なる連携強化を図り、積極的に事業再生を推進する。	ウ 再生支援協議会案件 (単位:件,百万円,%) <table><tr><th></th><th>件数</th><th>前年度比</th><th>金額</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>保証承諾</td><td>3</td><td>42.9</td><td>97</td><td>61.8</td></tr><tr><td>条件変更</td><td>370</td><td>216.4</td><td>9,484</td><td>196.3</td></tr></table> 事業再生を図るため、関係金融機関との支援策の協議を行うバンクミーティングに126回(99企業)出席した。(前年度比225.0%)		件数	前年度比	金額	前年度比	保証承諾	3	42.9	97	61.8	条件変更	370	216.4	9,484	196.3	ウ A
	件数	前年度比	金額	前年度比													
保証承諾	3	42.9	97	61.8													
条件変更	370	216.4	9,484	196.3													
評価項目の自己評価																	
経営支援については、経営セミナーや保証相談会を開催するとともに、プロジェクトチームによるフォローアップを行い、経営改善計画のモニタリングや資金計画等の相談に応じた。 再生支援協議会等が関与する案件においては、バンクミーティングに積極的に参加し、条件変更を中心とした支援を行ってきており、今後も連携強化を図りながら適切に対応する。 平成26年1月に「経営改善サポート保証」を創設し、再生支援協議会等が関与した事業再生計画の実行段階における資金調達を支援する体制を強化しており、今後、金融機関等に広く周知し利用促進を図る。 また、国の専門家派遣事業や、平成25年12月から開始した認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に係る補助事業については、広報活動等をより積極的に展開することで当該事業に対する認知度を高め、積極的にその趣旨に沿った利用推進を図っていくこととする。																	

3 回収部門

評価項目	(6) 求償権の適正管理と回収促進	総合判定																																		
		A																																		
課題解消のための方策																																				
方策の項目	実施状況	達成度																																		
ア 代位弁済後の初期段階において、債務者等の資産調査や現況把握を徹底し状況に応じた効果的な回収方針を立て対処するよう努める。	ア 平成25年度中の代位弁済503件（298企業）のうち、既に行方不明又は破産等の法的手続きに移行しているものを除く、286件（173企業）について代位弁済後20日以内を目処に債務者との接触に努め、早期実態把握による回収方針の確立を図った。	ア A																																		
イ 「求償権の分類及び進行管理に関する要領」等の規定に基づき適正な求償権管理を行うとともに、債務者等の実態を把握し、回収上有利と判断される場合は、一部弁済による保証債務の免除を行うなど、履行能力に応じた柔軟な対応を、有効かつ適正に行うことにより、求償権回収の最大化を図る。 なお、事業経営している連帯保証人からの回収については、当該事業の資金繰りなど経営支援の側面にも配慮しながら、柔軟かつ適切に対応する。 また、追跡管理を徹底し、迅速な法的措置（本訴、支払督促、仮差押、競売等）の手続きにより、適時・的確な回収の促進に努める。	イ 「一部返済による連帯保証債務免除に関する事務取扱要領」に基づき、連帯保証人の資力等を調査し、一部弁済による連帯保証債務の免除を行った。 さらに、連帯保証人が中小企業者である場合、求償権の状況や連帯保証人の能力などを総合的に勘案し、柔軟に対応した。 また、「求償権の分類及び進行管理に関する要領」に基づき債務者等の現状に応じた回収方針を定め、必要に応じ、法的措置を含めた督促を行った。 (単位:件) <table><tr><th>本訴</th><th>支払督促</th><th>競売</th><th>仮差押等</th><th>合 計</th></tr><tr><td>63</td><td>28</td><td>17</td><td>5</td><td>113</td></tr></table> ※法的執行件数 前年度比 68.1%	本訴	支払督促	競売	仮差押等	合 計	63	28	17	5	113	イ A																								
本訴	支払督促	競売	仮差押等	合 計																																
63	28	17	5	113																																
ウ 有担保案件の処分促進のため、タイムリーな情報発信に努めるとともに、任意処分又は競売等効果的な手段を講じる。	ウ 担保物件の処分促進を図るため、金融機関・不動産業者等を訪問し、不動産の情報を提供することにより、不動産の早期売却を図った。 【不動産処分状況】 (単位:百万円, %) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成24年度</th><th colspan="2">平成25年度</th></tr><tr><th>金額</th><th>前年度比</th><th>金額</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>任意処分</td><td>235</td><td>105.8</td><td>331</td><td>140.9</td></tr><tr><td>競 売</td><td>155</td><td>52.2</td><td>270</td><td>173.8</td></tr><tr><td>合 計</td><td>390</td><td>75.1</td><td>601</td><td>154.1</td></tr></table> なお、訪問状況は次のとおり。 (単位:件) <table><tr><th>債務者等</th><th>実地調査</th><th>金融機関</th><th>不動産業者等</th><th>合 計</th></tr><tr><td>11</td><td>9</td><td>3</td><td>47</td><td>70</td></tr></table>		平成24年度		平成25年度		金額	前年度比	金額	前年度比	任意処分	235	105.8	331	140.9	競 売	155	52.2	270	173.8	合 計	390	75.1	601	154.1	債務者等	実地調査	金融機関	不動産業者等	合 計	11	9	3	47	70	ウ A
	平成24年度		平成25年度																																	
	金額	前年度比	金額	前年度比																																
任意処分	235	105.8	331	140.9																																
競 売	155	52.2	270	173.8																																
合 計	390	75.1	601	154.1																																
債務者等	実地調査	金融機関	不動産業者等	合 計																																
11	9	3	47	70																																
エ 保証協会債権回収④を有効に活用し、効率的かつ効果的な回収に努める。	エ 保証協会債権回収（株）を有効活用するため、訪問スケジュール及び訪問結果を協会と共有し、追跡管理を行うとともに効果的な対策を協議し回収を促進した。	エ A																																		
オ 回収が困難又は不能な求償権については、引き続き専任担当者を配置することにより、適時・的確な管理事務停止及び求償権整理を行い、回収が見込まれる求償権への集中的な取り組みと管理事務の効率化を図る。	オ 平成25年度は専任担当者を1名（24年度は2名）として、回収困難な先の管理事務停止及び求償権整理を行った。 【決裁状況】 (単位:件,百万円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成24年度</th><th colspan="2">平成25年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>管理事務停止</td><td>483</td><td>2,723</td><td>415</td><td>2,579</td></tr><tr><td>求 償 権 整 理</td><td>1,478</td><td>7,836</td><td>860</td><td>3,165</td></tr></table>		平成24年度		平成25年度		件数	金額	件数	金額	管理事務停止	483	2,723	415	2,579	求 償 権 整 理	1,478	7,836	860	3,165	オ A															
	平成24年度		平成25年度																																	
	件数	金額	件数	金額																																
管理事務停止	483	2,723	415	2,579																																
求 償 権 整 理	1,478	7,836	860	3,165																																
評価項目の自己評価																																				
新規求償権については、代位弁済後早期に返済交渉を行い、債務者等の現状を充分把握し、回収に着手した。 また、既存求償権については、債務者等の現状に応じた回収方針を定め、一部弁済による保証債務免除を行うなど履行能力に応じた柔軟な対応を行うとともに、必要に応じて法的措置を行い適時・的確な回収の促進に努めた。 さらに、引き続き担保処分に係る専任担当者及び管理事務停止・求償権整理に係る専任担当者を配置し、管理事務の効率化を図った。 これにより、平成25年度の回収額は1,065百万円となり、前年度比130.7% 計画比133.1%の実績となった。 今後も引き続き求償権の適正管理に努め、一部弁済による保証債務の免除手続きや効果的な法的措置を行うなど適時・的確な回収に努めていく必要がある。																																				

4 その他間接部門

評価項目	(7) 人材育成の取組み強化及び業務改善の推進	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 協会内外の研修等に積極的に参加し専門知識の習得や目利き能力、審査能力の向上を図り、広く中小企業者の経営・金融相談に対応し得る人材の育成に努める。 また、全国信用保証協会連合会（以下、「連合会」という。）が実施する管理職向けの階層別研修に継続して参加させ、管理職のマネジメントスキルの向上を図る。	ア 研修計画に基づき、全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という）等が主催する研修に、延べ48名が参加した。 ・ 中小企業診断士対策講座 2名 ・ 事業再生支援講座 7名 ・ 動産評価アドバイザー養成講座 2名 ・ 部長研修 2名 ・ 課長研修 2名 ・ 課長代理研修 2名 ・ その他 31名	ア A
イ 人材育成と職員の士気の高揚に資するため、平成25年度に人事考課制度を本格導入する。	イ 平成25年4月に人事考課制度を導入した。 人事考課規程に基づき、職務課題の設定、期間中における2回の面談による指導・アドバイスをを行った。 また、被考課者へのモニタリングを実施した。	イ A
ウ 融資業務の現場を経験させるため、地元金融機関に職員1名を出向（期間2年）させる。	ウ 平成25年4月1日付けで、職員1名を地元金融機関に出向させ、金融実務を経験させた。	ウ A
エ 資格取得等表彰制度により、中小企業診断士など協会の業務推進に緊密な関係を有する国家資格の取得や連合会が実施する信用調査検定の資格取得等を積極的に支援する。	エ 連合会が実施する中小企業診断士試験対策講座に新たに2名を参加させた。 平成25年8月、既受講者及び再チャレンジ者の計4名が診断士1次試験を受験し、1名が合格、3名が複数科目合格となった。 信用調査検定について、9名が受験し7名が合格した。（マスター3名、アドバンス2名、ベシス2名）	エ A
オ 職員の経営参画意識の向上を図るため、協会決算状況説明会と経営計画に係る自己評価の結果報告を行うとともに、信用補完制度に関する保険収支状況等の研修会を実施する。	オ 平成25年6月に協会決算説明会を、平成25年8月に最近の信用保険動向について研修会を実施した。 なお、平成24年度経営計画に係る自己評価については、平成25年8月に職員へメール配信を行い、全職員が評価内容や外部評価委員会の意見・助言を把握できるようにした。	オ A
カ 人権に関する基本的な知識を習得し人権に対する理解を深めるため、人権啓発研修を実施する。	カ 平成26年1月、外部講師による人権に関する研修を実施した。	カ A
キ 職員提案制度の活用により職員の創意工夫をさらに促進させ、能力の向上を図るとともに、各部門における事務効率化の促進やコスト意識の徹底を図る。	キ 平成25年度中に6件の提案があり、うち5件を採用した。採用した提案の中で、事務効率化が期待された2件については、職員に通知し活用を促した。	キ A
ク 現行の人事給与システムが導入後10年を経過することから、より事務効率の高い新人事給与システムの導入を図る。	ク 新システムの構築に向けた事務打ち合わせを重ね平成25年11月に新システムを本格稼働した。	ク A
評価項目の自己評価		
研修等による中小企業経営に対する目利き能力や審査能力向上など「人材育成や資格取得」への積極的な支援については、協会内外の研修に計画的に参加させ、支援してきた。その結果、職員の意識高揚とともに、経営支援部門におけるサポートミーティングや資格取得者によるプロジェクトチームの企業訪問などの実施に繋がるなど、一定の成果を上げることができた。 人事考課制度の導入は、OJTを中心とした相談、指導・アドバイスを通常業務の中で意識して行うことを目的として実施した。その他、協会決算説明会や信用保険収支に係る説明会、「人権啓発」に関する研修の実施など、協会職員として経営参画意識の向上と職場外の共生の認識を深めることができた。 また、新たな給与システムの導入により事務の効率化を図ることができた。 組織的に計画的な研修会への参加や知識習得のための支援業務は、常に問題意識を持ち業務に取り組む職員を育成するため欠かすことのできない態勢であると判断しており、今後も積極的に推進していく。		

評価項目	(8) 電算処理システムの適正かつ効率的な運用	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 電算処理システムの開発・変更・維持管理等については、電算業務取扱規程に基づき、適正かつ効率的な運用に努めるとともに、関係部署間の連携強化によりシステムの活用による事務効率の向上を図る。	ア 各部署から依頼を受けた2件（開発1件、変更1件）について、随時電算システム検討委員会においてシステム開発の必要性や緊急性などを検討のうえ、全件を処理した。 また、今年度の計画であるパソコンのWIN7への更改と、グループウェアサーバーの更改、及び人事給与システムの新規導入を行った。	ア A
イ 共同システム運用協議会及び保証協会システムセンター（株）との連携を図りシステムの安定的な運用を確保するとともにシステムの事故・障害の発生防止に努める。	イ 保証協会システムセンターのサーバー更改に伴う移行リハーサルを計3回行い、7月に新サーバーへの移行が完了した。現在までに特段の事故・障害は発生していない。また、本年度は運用協議会の構成協会として、アンケート回答や協議会に積極的に参加した。	イ A
ウ 平成24年度に稼働した文書管理システムを活用して、関係書類の電子化を推進する。	ウ 本年度本格的に文書の電子化作業が始まり、システム面からのサポートを引き続き行っている。	ウ B
評価項目の自己評価		
協会は「保証協会システムセンター」におけるプログラムを活用しており、同センターと連携を図りながら適正に処理してきた。また、共同システムの運用については、共同システム運用協議会の参加協会として、情報提供など十分な連携が図られ、システムセンター及び共同システム運営協議会の指導の下、システムの安定的な運用の確保に努めており、システムの事故・障害もなく運用できた。 なお、業務の効率化、情報の共有化や書庫の削減整備を図るため、業務文書の電子化作業にシステム面からサポートを行っているが、初めての取り組みであることから計画未達の状況にあり、さらに事務処理の迅速化を図る必要がある。		

評価項目	(9) 個人情報の適正な管理及びコンプライアンス態勢の充実・強化	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 個人情報保護に関する諸規定の周知徹底を図るとともに、日常業務における顧客情報管理の重要性について、職員に対し、更なる指導徹底を行い、個人情報の適正な管理に努める。	ア 個人情報保護の重要性については、随時日常業務において顧客情報管理の徹底を指導するとともに、平成 25 年度コンプライアンス・プログラムに基づき個別研修等において周知徹底を図った。	ア A
イ 平成 25 年度「コンプライアンス・プログラム」に基づき、幹部会議や各種研修・啓蒙活動を通じて役職員の倫理意識及び公共意識の向上、業務上守るべき法令・諸規程等の適正な運用に努めるとともに情報の共有化を図り、正確な業務運営に取り組む。	イ 平成 25 年度コンプライアンス・プログラムは、規程に基づき、平成 25 年 2 月のコンプライアンス委員会において審議のうえ、同年 3 月に開催した常勤役員会において承認された。(同年 4 月 1 日施行) 【実施状況】 (ア) コンプライアンス担当者向け研修 5 月 講師：審議役 3 月 講師：専務理事 (イ) 全体研修 8 月 講師：鹿児島県危機管理局 防災対策監 11 月 講師：顧問弁護士 (ウ) 個別研修 4 月、7 月、11 月、12 月 講師：各部長及び課長 (エ) 地域社会に対する貢献活動 7 月、9 月、12 月、2 月に産業会館近辺の清掃活動を行う。(延べ 57 名参加)	イ A
ウ 「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会において認定した、反社会的勢力をデータベース化するとともに、業務区域外については、連合会により構築された情報共有システムを活用し情報収集を行い、不正利用等の未然防止に活用する等、有事における対応体制の強化を図る。 また、鹿児島企業防衛対策協議会等関係機関との連携を引き続き推進することにより情報収集に努め、その結果を現業部門にフィードバックする。	ウ (ア) 毎月開催するコンプライアンス委員会において認定した反社会的勢力をデータベース化し、有事における対応体制の強化を図った。 (イ) 連合会情報共有システムによる情報公開受信 件数 76 件 (ウ) 毎月開催される鹿児島企業防衛対策協議会に出席し、反社会的勢力等に関する情報収集に努め、現業部門にフィードバックし、情報の共有化を図った。	ウ A
エ 災害等により電算システムが停止した事態を想定し、業務事務作業等マニュアルに基づく模擬訓練を実施する。 また、職員の危機管理・防災意識を高めるため、外部講師による防災研修を実施する。	エ 平成 25 年 8 月に鹿児島県危機管理局の職員を講師に招き、危機管理・防災に関する研修を実施した。 業務事務作業等マニュアルに基づく模擬訓練を各部署毎に実施した。	エ A

評価項目の自己評価
コンプライアンスの遵守は、個人情報保護に関する適正な取扱いを含め、協会経営上最も重要な課題のひとつと位置づけており、役職員への研修・啓蒙活動を通じた倫理意識及び公共意識の向上と情報の共有化、正確な業務運営について、コンプライアンス・プログラムに基づいた様々な研修や活動の実施によりその意識を高めることができた判断される。 また「反社会的勢力への対応」についても、情報収集に努め、関係機関との連携を深め不正利用等の防止を図ることができた。 危機管理については、県危機管理局からの研修により災害等危機管理への再認識を促し、模擬テストを実施することにより職員への周知と意識を高めることができた。 引き続き、個人情報保護に関する適正な管理とコンプライアンスの遵守に努めていくこととする。

評価項目	(10) 内部監査を通じての経営目標の効果的な達成への貢献	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
協会の業務活動状況、財産保全状況及び会計処理状況並びにコンプライアンス態勢等の遂行状況を検証・評価するとともに、政策提言を通じて協会の経営目標の効果的な達成に貢献する。 また、無通告監査の活用や監事監査との緊密な連携により、効果的な内部監査を実施する。	平成25年度内部監査計画に基づき、各部毎に4回宛監査を実施した。 また、無通告監査を2回実施した。 監査の結果、改善を要する事項については、当該部署から改善等報告書の提出を求め、事務の改善を図った。 常勤監事とは、連携して決算監査及び無通告監査を実施した他、協会に対し連名により政策提言を行った。	A
評価項目の自己評価		
平成25年度の内部監査については、監査計画に基づき全ての監査を実施し、必要に応じ改善を求めるなど、業務の適正化に努めた。 また、常勤監事と連携して政策提言を行うなど、業務の効率化・活性化の推進に努めた。 引き続き、効果的な内部監査を実施していくこととする。		

【5 事業計画】

平成25年度経営計画における事業計画に対する実績について、次のとおり、自己評価を行った。

なお、自己評価の基準となる達成度については、「計画等自己評価(案)に係る達成基準」に基づき、A・B・C・Dの4段階とし、A～高い、B～普通、C～やや低い、D～低いとした。

(以下、2収支計画についても同じ)

(単位：百万円，％)

項目	24年度実績 A	25年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 保証承諾	75,405	84,000	73,893	98.0	88.0	D	中小企業向け貸出が増加傾向に転じるなど、金融機関の貸出姿勢に変化がみられる中において、実施した様々な方策が保証承諾伸長に効果的に結びつかなかった面もあり、保証承諾額は計画比88%と計画値を大きく下回った。達成度は判断基準に基づきDとした。
(2) 保証債務残高	194,813	195,200	190,544	97.8	97.6	B	保証承諾は横ばいで推移したが、マル優保証等新たな保証制度の創設や保証条件変更を含めた積極的支援により、保証債務残高の落ち込みは最小限にとどまった。この結果、計画比97.6%となり、達成度は判断基準に基づきBとした。
(3) 保証債務平均残高	197,204	194,700	194,804	98.8	100.1	A	期末の保証債務残高は減少したが、上期の保証承諾が前年度を上回ったことから、ほぼ計画どおりの平均残高となり、達成度はAとした。
(4) 代位弁済	4,634	5,000	3,820	82.4	76.4	A	代位弁済が減少した為、対前年度実績比及び計画比ともに下回った。金融機関との協議や当該企業との面談等による早期実態把握など、破綻危機回避のための必要かつ適切な措置を講じた結果と考えられ、達成度はAとした。
(5) 実際回収	815	800	1,065	130.7	133.1	A	不動産処分の促進が図られ、回収額は計画比133.1%となった。達成度はAとした。
(6) 求償権残高	848	1,440	777	91.6	54.0	A	代位弁済の大幅な減少により、求償権残高は前年度より71百万円減少し、計画比54.0%の777百万円となった。達成度はAとした。

【6 収支計画】

平成 25 年度経営計画における収支計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：百万円，％)

項目	24 年度実績 A	25 年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 経常収入	2,881	2,909	2,932	101.8	100.8	－	(2) 保証料 保証債務平均残高は、前年度より約 24 億円減少したが、保証料率の低い経営安定関連保証の債務残高の構成割合が前年度より低下したことから、前年度比約 16 百万円の減収にとどまり、計画比 100.6%となった。
(2) 保証料	2,162	2,134	2,146	99.3	100.6	－	
(3) 運用資産収入	342	345	343	100.3	99.4	－	(3) 運用資産収入 預け金の平均残高は計画より 1 億 92 百万円上回ったが、利回りの低下により、預け金収入は計画を 116 千円下回った。 また、有価証券の利回りは計画と同率となったが、平均残高が計画より 99 百万円減少したことから、有価証券収入は 1,803 千円計画を下回った。 これらにより、運用資産収入は計画比 0.6%の減となった。
(4) 責任共有負担金	328	368	368	112.2	100.0	－	
(5) その他	49	62	75	153.1	121.0	－	(7) 業務費 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比 5.3%減となった。
(6) 経常支出	1,963	2,116	2,054	104.6	97.1	－	
(7) 業務費	788	845	800	101.5	94.7	－	(12) 経常収支差額 保証債務残高の減少や平成 23 年度から引き上げられた保険料率の影響もあったが、業務費等の削減効果により、経常収支差額は計画比 10.7%増となった。
(8) 借入金利	0	0	0	－	－	－	
(9) 信用保険料	1,058	1,114	1,125	106.3	101.0	－	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。
(10) 責任共有負担金納付金	112	120	120	107.1	100.0	－	
(11) 雑支出	5	37	9	180.0	24.3	－	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。
(12) 経常収支差額	919	793	878	95.5	110.7	A	
(13) 経常外収入	6,190	5,629	5,087	82.2	90.4	－	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。
(14) 償却求償権回収	115	84	185	160.9	220.2	－	
(15) 責任準備金戻入	1,239	1,194	1,194	96.4	100.0	－	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。
(16) 求償権償却準備金戻入	453	253	234	51.7	92.5	－	
(17) 求償権補填金戻入	4,214	4,098	3,346	79.4	81.6	－	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。
(18) その他	169	0	128	75.7	－	－	
(19) 経常外支出	6,240	6,063	5,199	83.3	85.7	－	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。
(20) 求償権償却	4,786	4,590	3,763	78.6	82.0	－	
(21) 責任準備金繰入	1,194	1,205	1,175	98.4	97.5	－	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。
(22) 求償権償却準備金繰入	234	238	232	99.1	97.5	－	
(23) その他	26	30	29	111.5	96.7	－	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。
(24) 経常外収支差額	△ 50	△ 434	△ 113	226.0	26.0	－	
(25) 制度改革促進基金取崩額	182	192	173	95.1	90.1	－	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。
(26) 収支差額変動準備金取崩額	0	0	0	－	－	－	
(27) 当期収支差額	1,050	550	938	89.3	170.5	A	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。
(28) 収支差額変動準備金繰入額	525	275	469	89.3	170.5	－	
(29) 基金準備金繰入額	525	275	469	89.3	170.5	－	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。
(30) 基金準備金取崩額	0	0	0	－	－	－	
(31) 基金取崩額	0	0	0	－	－	－	(27) 当期収支差額 上記 (12) に加え、代位弁済が計画を大きく下回ったこと、損失補償金による補てん処理が充分図られたことから、経常外収支差額のマイナスは計画より大幅に減少した。これらにより、当期収支差額は、計画を 3 億 88 百万円上回る 9 億 38 百万円となった。

【7 財務計画】

平成25年度経営計画における財務計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：百万円，％)

項 目		24年度実績 A	25年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	実績の自己評価
			計画 B	実績 C			
年度中 出 入 金 ・ 金	(1) 県	0	0	0	—	—	(6) 基金準備金繰入 当期収支差額が、計画を上回る9億38百万円となったことから、計画と比べ1億94百万円の繰入額の増加が図られた (12) 制度改革促進基金取崩 代位弁済が計画を大きく下回ったことから、取り崩しの対象となる求償権が減少し、償却も減少したことから、前年度及び計画を下回る173百万円の取崩しとなった。 (14) 収支差額変動準備金繰入 当期収支差額が、計画を上回る9億38百万円となったことから、計画と比べ1億94百万円の繰入額の増加が図られた。
	(2) 市 町 村	0	0	0	—	—	
	(3) 金融機関等	0	0	0	—	—	
	(4) 合 計	0	0	0	—	—	
(5) 基金取崩		0	0	0	—	—	
(6) 基金準備金繰入		525	275	469	89.3	170.5	
(7) 基金準備金取崩		0	0	0	—	—	
期 末 基 本 財 産	(8) 基 金	5,788	5,788	5,788	100.0	100.0	
	(9) 基金準備金	8,037	8,266	8,507	105.8	102.9	
	(10) 合 計	13,825	14,053	14,295	103.4	101.7	
(11) 制度改革促進基金造成		88	—	85	96.6	—	
(12) 制度改革促進基金取崩		182	192	173	95.1	90.1	
(13) 制度改革促進基金期末残高		276	95	188	68.1	197.9	
(14) 収支差額変動準備金繰入		525	275	469	89.3	170.5	
(15) 収支差額変動準備金取崩		0	0	0	—	—	
(16) 収支差額変動準備金期末残高		5,443	5,670	5,912	108.6	104.3	
(17) 国からの財政援助		0	—	0	—	—	
(18) 基金補助金		0	—	0	—	—	
(19) 地方公共団体からの財政援助		353	203	180	51.0	88.7	
(20) 保証料補給（「保証料」計上分）		169	0	0	0.0	—	
(21) 保証料補給（「事務補助金」計上分）		0	26	21	—	—	
(22) 損失補償補填金		184	177	159	86.4	89.8	
(23) 事務補助金（保証料補給分を除く）		0	0	0	—	—	
(24) 借入金運用益		0	0	0	—	—	

【8 経営諸比率】

平成 25 年度経営計画における経営諸比率に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：％、ポイント)

項目	24 年度実績 A	25 年度		対前年度 実績増減 C－A	計画比 増減 C－B	実績の評価
		計画 B	実績 C			
(1) 保証平均料率	1.10	1.10	1.10	0.00	0.00	(1) 保証平均料率 保証料率の低い緊急保証制度保証の構成比が前年度より低下することから、保証料率は上昇すると見込んだ。しかし、平成 25 年度から県制度の保証料補助は事務補助金として処理されることから、「信用保証料」勘定の平均保証料率は昨年度と同率となった。事務補助金と合算した実質の平均保証料率は見込みどおり上昇した。 (3) 経費率 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比 0.03 ポイント減となった。 (12) 代位弁済率 保証債務平均残高は、ほぼ計画の実績となったのに対し、代位弁済が計画を大きく下回ったことから、代位弁済率は計画比 0.61 ポイント減となった。
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合	0.17	0.18	0.18	0.01	0.00	
(3) 経費率	0.40	0.44	0.41	0.01	△ 0.03	
(4) (人件費率)	0.29	0.31	0.30	0.01	△ 0.01	
(5) (物件費率)	0.11	0.13	0.11	0.00	△ 0.02	
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合	0.54	0.57	0.58	0.04	0.01	
(7) 支払準備資産保有率	13.27	12.81	13.75	0.48	0.94	
(8) 固定比率	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	
(9) 基金の基本財産に占める割合	41.87	41.18	40.49	△ 1.38	△ 0.69	
(10) 求償権による基本財産固定率	4.45	5.29	3.81	△ 0.64	△ 1.48	
	848	981	777	—	—	
(11) 基本財産実際倍率	14.09	13.89	13.33	△ 0.76	△ 0.56	
(12) 代位弁済率	2.35	2.57	1.96	△ 0.39	△ 0.61	
(13) 回収率	2.98	3.52	2.76	△ 0.22	△ 0.76	

- 注) 1 基本財産とは、決算処理後のものとする。
2 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数（単位：百万円）を記入する。
3 算式
- (1) 保証平均料率…………… 保証料収入／保証債務平均残高
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合…………… 運用資産収入／保証債務平均残高
(3) 経費率…………… 経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高
(4) 人件費率…………… 人件費／保証債務平均残高
(5) 物件費率…………… 物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合…………… 信用保険料／保証債務平均残高
(7) 支払準備資産保有率…………… (流動資産－借入金)／保証債務残高
(8) 固定比率…………… 事業用不動産／基本財産
(9) 基金の基本財産に占める割合…………… 基金／基本財産
(10) 求償権による基本財産固定率…………… (求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産
(11) 基本財産実際倍率…………… 保証債務残高／基本財産
(12) 代位弁済率…………… 代位弁済額（元利計）／保証債務平均残高
(13) 回収率…………… 回収（元本）／(期首求償権＋期中代位弁済（元利計）)

【Ⅲ 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言】

平成25年度経営計画の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成26年7月7日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年7月22日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「平成25年度経営計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

平成25年度経営計画の自己評価に係る意見等について

本県中小企業を取り巻く環境は、九州新幹線全線開業効果が一巡し、観光関連の減速感が強まっており、生産活動も海外景気や原油高の影響等により下押しされるリスクを抱えていることから、先行き不透明感が強く、依然として楽観視できない状況で推移している。

このような状況の下で、鹿児島県信用保証協会の業績は、保証承諾額73,893百万円(計画比88.0%)、保証債務残高190,544百万円(同比97.6%)、代位弁済額3,820百万円(同比76.4%)、実際回収額1,065百万円(同比133.1%)となった。

保証部門においては、事業計画の数値目標が達成されていない状況にはあるものの、保証承諾額ならびに保証債務残高ともに、対前年度実績比では98%程度と前年度並みで推移し、当期収支差額938百万円を計上するなど、厳しい経済環境の下で概ねバランスの取れた業務体制が構築されていることが窺える。

以上の状況を踏まえ、今後の安定した信用保証業務の継続と、より一層の経営基盤の強化を目指していただくために、当委員会は以下について提言する。

1. 保証部門について

保証利用の推進や利便性向上のため、広報活動や関係機関との連携強化などを積極的に行い、簡易審査による早期処理や保証審査に関する徴求書類の簡素化に前年度に引き続き努めたことは評価できる。

保証承諾額ならびに保証債務残高は前年度並みの実績となったものの、事業計画値を下回っていることから、今後、中小企業者を含めた信用補完制度に関わる顧客の要望に適切に応えていくことが重要であり、保証利用に繋がるより効果的な保証推進策を検討し、新しい保証制度の創設や事務処理の改善など顧客目線に立った保証審査に努めていただきたい。

2. 期中管理部門について

金融円滑化法終了後、財務内容が悪化している中小企業者が多くみられる中で、訪問や面談等に加え、金融機関と連携し、迅速かつ効果的な支援を行い、代位弁済抑制に繋げることが出来たこと、一時的に窮境に陥った企業に対してサポートミーティング(個別支援会議)の実施や各支援機関との連携による支援ネットワークの構築など、経営・再生支援部門の充実・強化を図っていることは評価できる。

中小企業者を取り巻く環境は依然として厳しい面もみられることから、経営・再生支援に対する取り組みはこれまで以上に重要となることが考えられるが、サポートミーティングやプロジェクトチームによるフォローアップについては、より効果の高い取り組みに繋げていくためにも、実施結果の検証を行い、要望や改善点等の取りまとめが必要と思われる。

また、国による専門家派遣事業や経営改善計画策定支援事業に係る補助事業については、利用促進につながるよう、広報活動等の拡充による周知徹底を図り、サポートミーティング等を併せた更なるコンサルティング機能の向上に努めていただきたい。

3. 回収部門について

新規求償権の早期実態把握や回収の早期着手等による回収促進に加え、不動産担保の処分が進み、計画比・前年比ともに前年を上回る結果となっている。

今後、無担保求償権や第三者保証人のない求償権の増加等、回収環境は一段と厳しくなることが予想されるが、サービスの有効活用や求償権関係者の現状に応じた柔軟な対応を行うなど、さらなる回収促進に努めていただきたい。

4. その他間接部門について

協会内外の研修・資格取得等については、多くの職員が参加しており、人材育成に対して積極的な姿勢が窺える。

また、コンプライアンス・プログラムに基づき研修等が計画的に実施され、職員の法令遵守に対する意識の向上、浸透に努めており、コンプライアンス態勢の充実・強化への積極的な取り組みも認められる。

質の高い信用保証、経営・再生支援等のサービスを提供するため、さらに組織体制の整備ならびに人材育成に取り組んでいただきたい。

(参考) 外部評価委員会委員

委員長	宮廻 甫允	鹿児島大学名誉教授
委員	田畑 恒春	公認会計士
委員	野田 健太郎	弁護士

保証承諾額上位店舗(平成26年7月中)

1 金融機関営業店別 (単位:千円)

順位	金融機関名	本支店名	保証承諾額
1	鹿児島信用金庫	上町支店	154,000
2	鹿児島銀行	国分支店	147,000
3	鹿児島信用金庫	指宿支店	120,000
4	南日本銀行	本店	106,500
5	南日本銀行	屋久島支店	103,000
6	南日本銀行	鹿屋支店	100,000
7	鹿児島銀行	鴨池支店	98,500
7	鹿児島相互信用金庫	荒田支店	98,500
9	熊本銀行	鹿児島支店	98,000
10	南日本銀行	卸本町支店	96,850
11	鹿児島信用金庫	蒲生支店	95,500
12	鹿児島銀行	中央市場支店	94,500
12	鹿児島銀行	川内支店	94,500
14	南日本銀行	草牟田支店	93,000
15	鹿児島相互信用金庫	慈眼寺支店	91,000
16	南日本銀行	川内支店	89,000
17	鹿児島信用金庫	城西支店	88,000
18	南日本銀行	脇田支店	87,000
19	鹿児島信用金庫	甲南支店	83,600
20	鹿児島銀行	草牟田支店	76,600
21	鹿児島信用金庫	本店	73,000
22	南日本銀行	伊敷支店	72,000
23	南日本銀行	東谷山支店	69,000
23	鹿児島相互信用金庫	垂水支店	69,000
25	南日本銀行	谷山支店	68,350

順位	金融機関名	本支店名	保証承諾額
26	鹿児島銀行	隼人支店	62,000
26	南日本銀行	天文館支店	62,000
28	鹿児島相互信用金庫	吉野支店	61,960
29	鹿児島信用金庫	田上支店	61,900
30	鹿児島相互信用金庫	本店	60,500
31	鹿児島銀行	中央支店	60,000
32	熊本銀行	川内支店	59,500
33	鹿児島相互信用金庫	中種子支店	57,000
34	鹿児島興業信用組合	脇田支店	56,500
35	南日本銀行	国分支店	56,100
36	商工組合中央金庫	四日市支店	56,000
37	南日本銀行	荒田支店	54,000
38	鹿児島銀行	吉野支店	53,000
39	鹿児島銀行	加世田支店	52,900
40	鹿児島信用金庫	紫原支店	50,500
41	鹿児島相互信用金庫	大根占支店	50,000
42	南日本銀行	始良支店	49,500
43	南日本銀行	枕崎支店	48,500
44	南日本銀行	宮之城支店	48,400
45	鹿児島信用金庫	志布志支店	47,000
46	鹿児島信用金庫	吉野支店	46,700
47	鹿児島信用金庫	国分支店	46,200
48	鹿児島銀行	本店	45,200
49	南日本銀行	大島支店	45,000
49	鹿児島相互信用金庫	大崎支店	45,000

2 商工団体本支所別<鹿児島県制度分> (単位:千円)

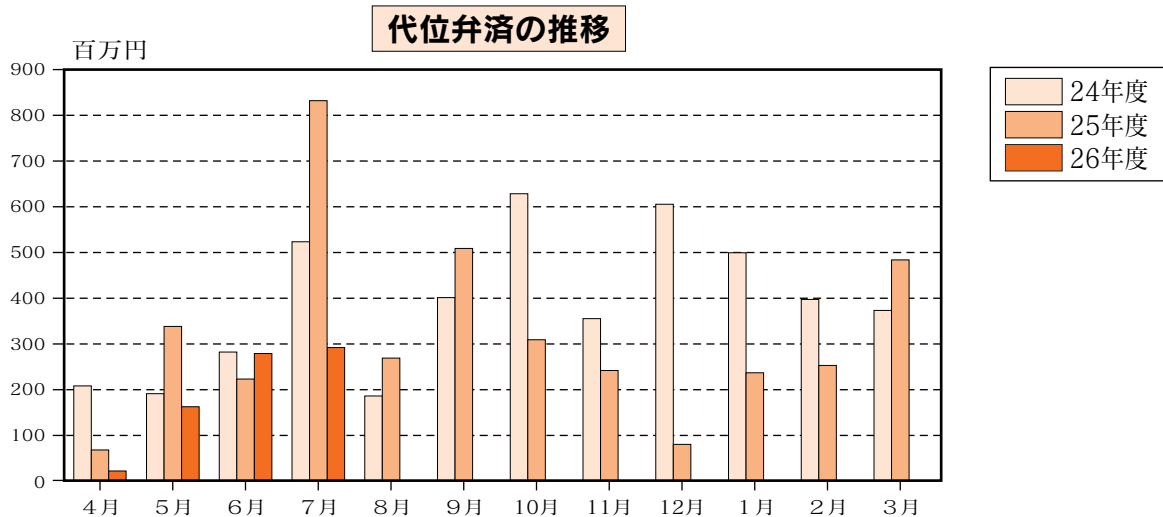
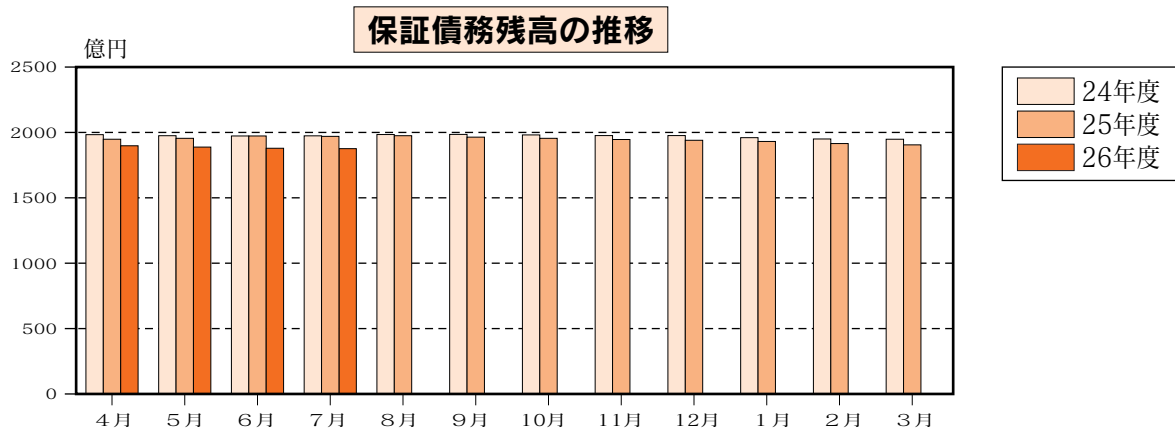
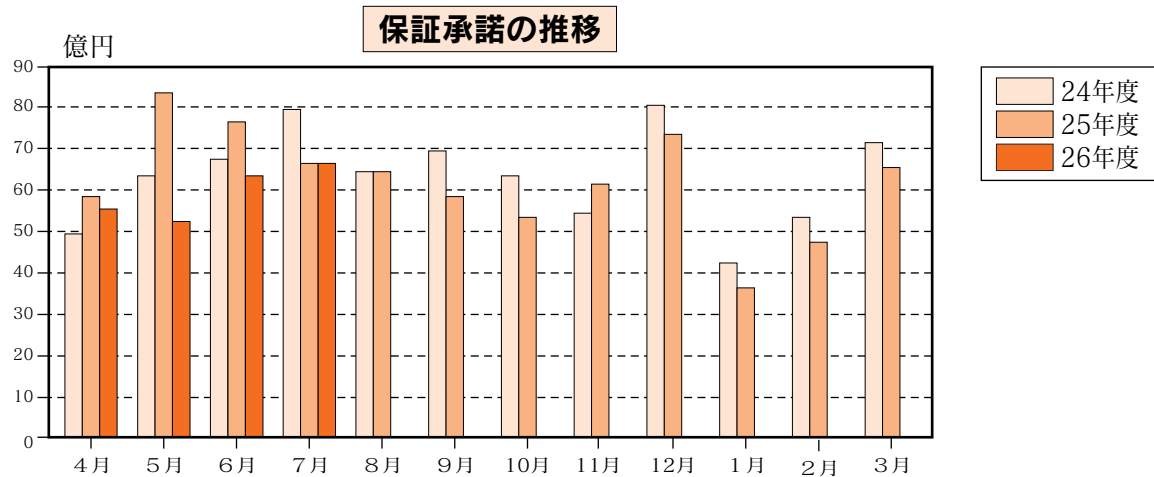
順位	商工団体名	保証承諾額
1	川内商工会議所	164,660
2	屋久島町商工会宮之浦本所	113,000
3	霧島市商工会隼人本所	90,000
4	霧島商工会議所	85,800
5	かごしま市商工会谷山本所	82,500
6	南さつま商工会議所	68,500
7	垂水市商工会	60,000
7	さつま町商工会宮之城本所	60,000
9	志布志市商工会志布志本所	55,000
10	奄美大島商工会議所	45,000

順位	商工団体名	保証承諾額
11	大崎町商工会	41,000
12	かごしま市商工会吉田支所	40,000
13	阿久根商工会議所	36,000
14	鹿屋商工会議所	31,000
15	始良市商工会蒲生支所	30,000
15	かのや市商工会串良本所	30,000
17	西之表市商工会	27,000
17	霧島市商工会溝辺支所	27,000
19	出水商工会議所	25,000
20	日置市商工会東市来支所	24,000

平成26年7月の保証状況

(単位：件・千円・%)

	当 月 中			当 月 末		
	件 数	金 額	前年比	件 数	金 額	前年比
保 証 承 諾	618	6,641,778	100.7	2,308	23,572,279	83.5
保証債務残高	—	—	—	23,291	187,638,961	95.3
代 位 弁 済	29	289,747	35.0	100	749,339	51.5



統計資料

平成26年 7 月分

1 事業概況

(単位：件・千円・%)

当 月 中				項 目			当 月 末			
件 数	金 額	前 年 比					件 数	金 額	前 年 比	
		件 数	金 額						件 数	金 額
—	—	—	—	申 込	期 首 繰 越	123	1,499,670	80.4	75.0	
667	7,024,473	95.3	97.3		本 年 度 中	2,499	26,966,531	87.7	85.1	
0	0	—	—	拒 絶			0	0	—	—
46	473,180	79.3	50.3	申 込 取 消			191	2,271,350	104.9	92.6
70	344,645	125.0	180.8	査 定 減 額			294	1,321,672	125.1	141.5
—	—	—	—	調 査 中			123	1,300,900	92.5	63.4
—	—	—	—	承 諾	期 首 繰 越	23,921	194,136,399	99.6	98.0	
618	6,641,778	93.2	100.7		本 年 度 中	2,308	23,572,279	85.9	83.5	
15	172,600	107.1	87.2	保 証 後 取 消			36	483,024	66.7	61.5
642	6,759,427	111.8	104.6	償 還			2,508	25,595,733	114.1	107.0
29	288,520	51.8	35.1	代 位 弁 済 (元 金)			100	744,994	60.2	51.7
—	—	—	—	貸 付 報 告 未 着			294	3,245,965	101.0	96.9
—	—	—	—	保 証 債 務 残 高			23,291	187,638,961	97.1	95.3
—	—	—	—	代 位 弁 済	期 首 繰 越	150	776,809	90.9	91.6	
29	288,520	51.8	35.1		本 年 度 中	元 金	100	744,994	60.2	51.7
—	1,226	—	18.8			利 息	—	4,345	—	35.6
29	289,747	51.8	35.0			計	100	749,339	60.2	51.5
1	6,637	—	515.4	回 収			6	23,682	150.0	111.5
0	0	—	—	償 却			0	0	—	—
—	—	—	—	求 償 権 残 高			244	1,502,466	74.6	65.9

2 保 証 状 況 (平成26年7月分)

(1) 金融機関別保証状況

(単位：件・千円・%)

金 融 機 関	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済				
	当 月 中			当月末(26/4～26/7)			当 月 末				当月末(26/4～26/7)				
	件数	金 額	前年比	件数	金 額(A)	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額(B)	前年比	構成比	B/A
鹿 児 島 銀 行	121	1,507,400	104.5	431	4,330,615	71.5	6,232	51,095,831	90.3	27.2	23	175,399	152.3	23.4	4.1
宮 崎 銀 行	3	7,300	22.5	18	167,300	172.1	201	2,303,133	83.9	1.2	2	11,651	212.8	1.6	7.0
肥 後 銀 行	0	0	—	1	8,000	—	5	51,915	98.2	0.0	0	0	—	0.0	—
福 岡 銀 行	2	33,000	660.0	3	53,000	662.5	19	251,821	105.7	0.1	0	0	—	0.0	—
西日本シティ銀行	0	0	—	4	100,000	1250.0	35	345,229	99.4	0.2	0	0	—	0.0	—
地 方 銀 行 計	126	1,547,700	104.5	457	4,658,915	75.5	6,492	54,047,928	90.1	28.8	25	187,049	155.0	25.0	4.0
み ず ほ 銀 行	0	0	—	0	0	—	19	416,341	74.8	0.2	0	0	—	0.0	—
三 井 住 友 銀 行	1	15,000	—	2	41,000	30.8	84	2,371,287	83.1	1.3	0	0	—	0.0	—
三菱東京UFJ銀行	0	0	—	4	123,700	34.6	74	1,878,626	87.3	1.0	0	0	—	0.0	—
都 市 銀 行 計	1	15,000	18.8	6	164,700	33.3	177	4,666,254	83.9	2.5	0	0	—	0.0	—
三菱UFJ信託銀行	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
みずほ信託銀行	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
信 託 銀 行 計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
南 日 本 銀 行	175	1,888,203	129.7	663	6,614,871	93.7	5,560	46,792,572	98.8	24.9	17	160,385	53.1	21.4	2.4
宮 崎 太 陽 銀 行	11	83,200	51.1	19	169,200	45.7	255	1,657,918	96.1	0.9	3	7,712	18.4	1.0	4.6
熊 本 銀 行	11	192,600	535.0	23	353,600	151.4	239	2,127,725	96.6	1.1	0	0	—	0.0	—
第二地方銀行計	197	2,164,003	130.8	705	7,137,671	93.1	6,054	50,578,215	98.6	27.0	20	168,097	46.8	22.4	2.4
鹿児島相互信用金庫	110	1,080,320	64.8	414	4,622,094	80.1	4,298	33,666,336	96.5	17.9	21	140,101	50.7	18.7	3.0
鹿児島信用金庫	134	1,428,385	127.6	518	5,556,317	88.4	3,720	29,292,244	99.8	15.6	22	178,886	35.1	23.9	3.2
奄美大島信用金庫	0	0	—	2	26,000	33.1	253	1,189,911	85.7	0.6	2	12,192	92.1	1.6	46.9
信 金 中 央 金 庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
信 用 金 庫 計	244	2,508,705	89.4	934	10,204,411	84.1	8,271	64,148,491	97.7	34.2	45	331,180	41.5	44.2	3.2
鹿児島興業信用組合	49	350,370	115.8	196	1,205,082	90.5	2,016	8,874,621	97.4	4.7	10	63,013	47.1	8.4	5.2
奄 美 信 用 組 合	0	0	—	4	25,500	35.3	113	644,439	85.3	0.3	0	0	—	0.0	—
鹿児島県医師信用組合	0	0	—	0	0	—	6	63,158	88.8	0.0	0	0	—	0.0	—
全国信用組合連合会	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
信 用 組 合 計	49	350,370	114.7	200	1,230,582	87.7	2,135	9,582,218	96.4	5.1	10	63,013	40.9	8.4	5.1
商工組合中央金庫	1	56,000	20.7	6	176,000	47.2	162	4,615,854	103.0	2.5	0	0	—	0.0	—
日本政策金融公庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
農 林 中 央 金 庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
日本政策投資銀行	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
政府系金融機関計	1	56,000	20.7	6	176,000	47.2	162	4,615,854	103.0	2.5	0	0	—	0.0	—
九 州 労 働 金 庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
小 計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
鹿児島県信用農業協同組合連合会	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
小 計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
住友生命保険	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
日新火災海上保険	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
損害保険ジャパン	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
保 険 会 社 計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
整理回収機構	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
小 計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
合 計	618	6,641,778	100.7	2,308	23,572,279	83.5	23,291	187,638,961	95.3	100.0	100	749,339	51.5	100.0	3.2

(2) 市町村別保証状況

(単位：件・千円・%)

市 町 村		保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
		当 月 中		当月末(26/4～26/7)			当 月 末				当月末(26/4～26/7)			
		件数	金 額	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
市 部	鹿 児 島 市	318	3,541,743	1,113	11,616,199	84.9	10,468	90,134,142	94.7	48.0	39	272,874	29.2	36.4
	薩 摩 川 内 市	40	418,460	127	1,191,448	111.4	1,192	8,869,330	98.0	4.7	3	39,006	76.6	5.2
	鹿 屋 市	30	300,020	113	1,288,910	68.7	1,205	9,122,611	95.7	4.9	10	43,619	243.9	5.8
	枕 崎 市	11	83,700	41	498,200	62.5	406	4,226,465	98.6	2.3	2	18,970	64.4	2.5
	いちき串木野市	7	55,500	39	334,300	70.7	344	2,679,561	101.0	1.4	0	0	—	0.0
	阿 久 根 市	9	76,300	33	304,560	118.5	404	2,828,746	91.5	1.5	2	2,884	6.9	0.4
	出 水 市	11	94,100	55	575,900	86.2	969	7,270,048	93.0	3.9	3	9,494	87.5	1.3
	指 宿 市	15	168,000	51	421,600	72.7	507	4,005,088	90.2	2.1	0	0	—	0.0
	伊 佐 市	9	68,500	34	251,480	101.4	304	2,108,102	94.1	1.1	7	108,734	1174.9	14.5
	南 さ つ ま 市	12	138,000	40	332,340	60.4	385	2,513,325	92.1	1.3	3	11,383	1346.8	1.5
	霧 島 市	30	423,885	142	1,623,635	84.0	1,555	13,652,393	99.1	7.3	4	36,401	28.1	4.9
	始 良 市	19	187,600	102	976,235	113.0	865	6,222,227	100.3	3.3	1	2,025	13.0	0.3
	垂 水 市	9	133,500	25	367,800	95.2	228	1,863,132	92.2	1.0	4	43,843	—	5.9
	日 置 市	15	102,200	65	589,170	84.4	650	4,912,260	90.2	2.6	1	1,737	6.1	0.2
	曾 於 市	10	105,120	38	340,620	84.3	402	2,872,595	94.8	1.5	6	52,604	1223.2	7.0
	志 布 志 市	8	107,200	40	424,850	77.8	364	2,439,057	101.1	1.3	4	9,083	52.9	1.2
	南 九 州 市	12	39,200	42	283,210	63.5	468	3,091,267	95.5	1.6	3	14,089	124.7	1.9
	西 之 表 市	10	53,200	33	211,200	59.5	310	1,863,161	93.6	1.0	0	0	—	0.0
	奄 美 市	0	0	4	48,500	27.8	260	1,508,381	81.0	0.8	1	2,345	15.9	0.3
	市 部 計	575	6,096,228	2,137	21,680,157	83.3	21,286	172,181,890	95.1	91.8	93	669,091	50.1	89.3
鹿 児 島 郡	十 島 村	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	三 島 村	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	鹿 児 島 郡 計	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
薩 摩 郡	さ つ ま 町	12	105,200	39	393,590	79.7	344	2,334,640	108.2	1.2	2	36,258	119.0	4.8
	薩 摩 郡 計	12	105,200	39	393,590	79.7	344	2,334,640	108.2	1.2	2	36,258	119.0	4.8
出 水 郡	長 島 町	4	48,000	15	152,750	145.6	108	754,650	103.2	0.4	0	0	—	0.0
	出 水 郡 計	4	48,000	15	152,750	145.6	108	754,650	103.2	0.4	0	0	—	0.0

(単位：件・千円・%)

市 町 村		保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
		当 月 中		当月末 (26/4～26/7)			当 月 末				当月末 (26/4～26/7)			
		件数	金 額	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
始良郡	湧 水 町	1	5,000	12	117,790	66.2	128	925,730	93.7	0.5	2	3,610	73.8	0.5
	始 良 郡 計	1	5,000	12	117,790	66.2	128	925,730	93.7	0.5	2	3,610	73.8	0.5
曾於郡	大 崎 町	3	44,000	9	121,605	50.5	134	1,453,270	97.3	0.8	0	0	—	0.0
	曾 於 郡 計	3	44,000	9	121,605	50.5	134	1,453,270	97.3	0.8	0	0	—	0.0
肝属郡	東 串 良 町	2	4,800	4	8,800	16.6	55	381,231	100.4	0.2	0	0	—	0.0
	肝 付 町	3	19,000	14	165,900	64.3	237	1,660,714	90.5	0.9	2	30,532	—	4.1
	錦 江 町	1	750	9	60,087	81.2	96	605,496	95.4	0.3	0	0	—	0.0
	南 大 隅 町	2	60,000	10	117,500	104.0	96	696,811	116.3	0.4	0	0	—	0.0
	肝 属 郡 計	8	84,550	37	352,287	70.8	484	3,344,251	97.0	1.8	2	30,532	81.1	4.1
熊毛郡	中 種 子 町	3	58,800	9	153,800	165.0	126	860,763	88.4	0.5	0	0	—	0.0
	南 種 子 町	2	7,000	10	39,800	40.4	136	978,125	96.8	0.5	0	0	—	0.0
	屋 久 島 町	9	153,000	29	394,500	130.7	256	2,323,765	100.7	1.2	0	0	—	0.0
	熊 毛 郡 計	14	218,800	48	588,100	119.2	518	4,162,654	97.0	2.2	0	0	—	0.0
大島郡	龍 郷 町	0	0	0	0	—	29	169,970	102.9	0.1	0	0	—	0.0
	徳 之 島 町	0	0	1	10,000	—	52	545,027	86.5	0.3	0	0	—	0.0
	天 城 町	0	0	0	0	—	25	193,839	88.7	0.1	1	9,847	—	1.3
	伊 仙 町	0	0	2	15,000	—	25	352,996	100.8	0.2	0	0	—	0.0
	宇 検 村	0	0	0	0	—	5	33,243	75.5	0.0	0	0	—	0.0
	喜 界 町	0	0	4	65,000	—	35	299,612	95.6	0.2	0	0	—	0.0
	瀬 戸 内 町	0	0	1	10,000	31.3	50	265,089	64.3	0.1	0	0	—	0.0
	知 名 町	0	0	0	0	—	28	183,586	75.9	0.1	0	0	—	0.0
	大 和 村	0	0	0	0	—	2	10,369	63.6	0.0	0	0	—	0.0
	与 論 町	0	0	0	0	—	19	108,856	84.4	0.1	0	0	—	0.0
	和 泊 町	1	40,000	3	66,000	60.0	19	319,289	110.7	0.2	0	0	—	0.0
大 島 郡 計		1	40,000	11	166,000	78.1	289	2,481,876	88.4	1.3	1	9,847	48.8	1.3
合 計		618	6,641,778	2,308	23,572,279	83.5	23,291	187,638,961	95.3	100.0	100	749,339	51.5	100.0

(3) 保証種類別保証状況

(単位：件・千円・%)

保証種類		保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
		当月中			当月末(26/4～26/7)			当月末				当月末(26/4～26/7)			
		件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
協会制度	一般保証	110	2,264,183	99.6	372	7,014,165	73.4	3,444	45,447,019	111.7	24.2	13	126,047	33.6	16.8
	(Fast保証(500含む))	0	0	—	1	3,500	6.4	94	665,317	65.2	0.4	0	0	—	0.0
	(根保証)	0	0	—	0	0	—	1	2,000	6.9	0.0	0	0	—	0.0
	環境対策サポート保証	0	0	—	10	239,720	111.1	60	1,302,214	146.6	0.7	0	0	—	0.0
	当座貸越	17	280,000	82.6	58	963,000	77.2	460	10,055,279	94.1	5.4	1	11,574	41.8	1.5
	事業者カードローン	16	85,500	62.4	93	478,500	113.9	683	3,257,091	96.6	1.7	1	4,753	648.9	0.6
	事業者カードローン500	49	171,000	87.9	176	580,000	80.3	1,638	5,205,170	102.1	2.8	2	7,011	89.0	0.9
	流動資産担保融資保証	2	30,400	152.0	4	69,600	94.6	18	557,231	86.4	0.3	0	0	—	0.0
	中小企業特定社債保証	0	0	—	0	0	—	17	993,600	78.0	0.5	0	0	—	0.0
	特別小口保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	小口零細企業保証	0	0	—	3	16,500	—	3	11,050	457.5	0.0	0	0	—	0.0
	経営安定関連保証	4	100,000	21.1	24	655,500	28.2	657	16,998,933	100.7	9.1	4	64,496	48.2	8.6
	長期経営資金	0	0	—	0	0	—	4	37,639	47.7	0.0	0	0	—	0.0
	経営革新関連保証	0	0	—	0	0	—	6	76,312	77.7	0.0	0	0	—	0.0
	創業等関連保証	0	0	—	0	0	—	13	77,043	116.7	0.0	0	0	—	0.0
	創業関連保証	2	10,500	87.5	6	31,000	89.9	31	149,348	301.8	0.1	2	11,651	—	1.6
	海外投資関係保証	0	0	—	0	0	—	1	16,994	95.9	0.0	0	0	—	0.0
	東日本大震災復興緊急保証	0	0	—	0	0	—	9	211,790	76.4	0.1	0	0	—	0.0
	経営力強化保証	0	0	—	2	16,000	—	3	61,153	91.6	0.0	0	0	—	0.0
	継続型短期サポート保証	11	126,000	102.1	49	530,900	60.7	124	1,518,400	187.8	0.8	0	0	—	0.0
協会制度計	金融環境変化対応保証※	0	0	—	0	0	—	32	158,820	90.7	0.1	0	0	—	0.0
	景気対応緊急保証※	0	0	—	0	0	—	1,290	19,432,318	71.3	10.4	4	66,908	20.2	8.9
	経営改善サポート保証	0	0	—	3	150,667	—	3	149,710	—	0.1	0	0	—	0.0
	協会制度計	211	3,067,583	85.7	800	10,745,552	69.4	8,496	105,717,112	97.5	56.3	27	292,439	33.1	39
県制度	中小企業振興資金	201	1,988,935	127.5	774	6,971,814	100.9	6,247	39,902,241	99.6	21.3	29	226,206	82.4	30.2
	小規模企業活力応援資金	5	13,700	63.7	18	50,250	53.9	242	473,351	85.7	0.3	2	9,320	223.2	1.2
	特別小口資金	1	1,500	—	4	8,200	82.0	24	38,976	79.5	0.0	0	0	—	0.0
	創業支援資金	6	39,100	105.7	19	95,850	65.1	447	1,337,671	83.2	0.7	6	17,235	91.0	2.3
	新事業チャレンジ資金	0	0	—	1	6,500	16.3	62	374,855	64.6	0.2	0	0	—	0.0
	商店街活性化資金	0	0	—	0	0	—	1	13,625	100.7	0.0	0	0	—	0.0
	地球温暖化対策資金	1	11,000	137.5	2	22,000	275.0	6	44,167	140.8	0.0	0	0	—	0.0
	かごしま産業おこし資金	0	0	—	0	0	—	5	92,231	104.0	0.0	0	0	—	0.0
	観光かごしまよかとこ資金	1	12,000	—	1	12,000	240.0	8	91,003	119.0	0.0	0	0	—	0.0
	緊急災害対策資金	0	0	—	0	0	—	7	41,568	68.4	0.0	0	0	—	0.0
	緊急経営対策資金	0	0	—	2	31,000	281.8	25	229,957	84.4	0.1	0	0	—	0.0
	セーフティネット対応資金	5	51,000	66.2	26	230,100	52.2	557	3,546,952	89.4	1.9	1	5,532	25.2	0.7
	東日本大震災緊急対策資金※	0	0	—	0	0	—	12	146,910	76.7	0.1	1	1,192	—	0.2
	経済対策特別資金※	0	0	—	0	0	—	1,243	3,796,110	58.0	2.0	10	66,082	122.1	8.8
	口蹄疫経営再建支援資金※	0	0	—	0	0	—	11	103,352	60.3	0.1	0	0	—	0.0
	県制度計	220	2,117,235	123.5	847	7,427,714	96.7	8,897	50,232,969	92.5	26.8	49	325,568	87.1	43.4
鹿児島市制度	産業振興資金	137	1,216,910	115.3	467	4,324,194	114.6	3,506	21,144,778	102.5	11.3	10	61,143	51.4	8.2
	短期事業資金	10	37,300	128.2	23	93,450	104.8	23	85,756	80.5	0.0	0	0	—	0.0
	特別小口資金	2	5,600	—	8	30,600	156.9	32	65,591	92.6	0.0	1	115	—	0.0
	小規模企業支援資金	31	131,350	164.2	104	412,970	124.4	660	1,751,712	130.2	0.9	2	2,341	11.8	0.3
	経営安定化資金	2	43,000	37.4	28	414,080	56.3	1,386	7,685,304	68.7	4.1	10	64,996	130.6	8.7
	環境配慮促進資金	0	0	—	3	22,319	165.3	21	129,271	125.9	0.1	0	0	—	0.0
	創業支援資金	4	14,300	56.1	26	90,900	98.1	246	702,884	112.4	0.4	1	2,737	104.0	0.4
	新事業展開支援資金	1	8,500	—	2	10,500	55.3	24	123,584	111.2	0.1	0	0	—	0.0
鹿児島市制度計	鹿児島市制度計	187	1,456,960	111.7	661	5,399,013	106.4	5,898	31,688,880	92.7	16.9	24	131,332	66.3	17.5
	合 計	618	6,641,778	100.7	2,308	23,572,279	83.5	23,291	187,638,961	95.3	100	100	749,339	51.5	100

注1) ※印の保証制度については、現在、お取り扱いしていません。

(4) 業種別保証状況

(単位：件・千円・%)

業 種	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中			当月末(26/4～26/7)			当 月 末				当月末(26/4～26/7)			
	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
製 造 業	73	925,450	96.7	271	2,893,942	74.7	2,924	27,424,007	92.1	14.6	16	169,611	107.3	22.6
建 設 業	185	2,166,818	135.1	665	7,266,677	83.0	6,136	51,528,471	94.5	27.5	20	108,520	21.5	14.5
卸 売 業	50	855,580	101.4	200	2,937,125	88.0	2,082	23,967,269	92.5	12.8	4	41,799	26.5	5.6
小 売 業	158	1,335,360	90.1	608	4,898,000	85.2	6,274	40,119,482	96.2	21.4	40	210,160	62.7	28.0
運 送 倉 庫 業	22	219,200	48.9	78	1,055,220	89.7	799	8,933,874	96.2	4.8	6	78,176	51.7	10.4
サ ー ビ ス 業	100	913,250	97.2	373	3,231,891	82.4	4,034	27,170,366	96.5	14.5	14	141,074	120.1	18.8
不 動 産 業	24	192,100	150.1	62	666,124	97.0	641	5,110,150	100.2	2.7	0	0	—	0.0
そ の 他 の 産 業	6	34,020	17.3	51	623,300	84.9	401	3,385,342	139.8	1.8	0	0	—	0.0
合 計	618	6,641,778	100.7	2,308	23,572,279	83.5	23,291	187,638,961	95.3	100.0	100	749,339	51.5	100.0

(5) 金額別保証状況

(単位：件・千円・%)

金 額	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (26/4～26/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
100万円以下	26	22,450	119	108,500	88.5	0.5
200万円以下	82	147,140	270	488,325	97.9	2.1
300万円以下	62	177,970	234	667,450	72.4	2.8
500万円以下	136	632,435	519	2,399,184	97.3	10.2
1,000万円以下	130	1,079,183	519	4,279,098	78.2	18.2
1,500万円以下	58	774,400	196	2,630,034	100.4	11.2
2,000万円以下	47	914,200	195	3,737,375	55.6	15.9
3,000万円以下	43	1,169,000	158	4,305,481	106.3	18.3
5,000万円以下	21	877,000	65	2,725,132	104.1	11.6
8,000万円以下	13	848,000	30	1,921,700	75.8	8.2
1億円以下	0	0	2	180,000	180.0	0.8
2億円以下	0	0	1	130,000	118.2	0.6
3億円以下	0	0	0	0	—	0.0
3億円超	0	0	0	0	—	0.0
合 計	618	6,641,778	2,308	23,572,279	83.5	100.0
1件当平均保証金額	10,747		10,213		97.2	

(6) 期間別保証状況

(単位：件・千円・%)

期 間	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (26/4～26/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
3か月以下	13	84,600	28	156,450	45.9	0.7
6か月以下	18	215,700	70	817,390	78.3	3.5
1年以下	31	335,400	106	1,138,800	80.0	4.8
2年以下	91	583,650	354	2,229,400	88.0	9.5
3年以下	24	85,145	75	368,225	69.7	1.6
4年以下	4	41,000	21	106,800	68.5	0.5
5年以下	131	774,600	459	2,873,196	70.7	12.2
7年以下	270	3,592,700	1,033	12,078,381	87.5	51.2
10年以下	28	772,983	118	2,776,325	82.4	11.8
10年超	8	156,000	44	1,027,312	104.8	4.4
合 計	618	6,641,778	2,308	23,572,279	83.5	100.0
1件当平均保証期間(か月)	62.7		64.9		-	-

(7) 資金使途別保証状況

(単位：件・千円・%)

資 金 使 途	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (26/4～26/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
運 転 資 金	518	5,912,325	1,899	20,181,464	83.2	85.6
設 備 資 金	32	216,870	161	1,445,267	79.0	6.1
運 転・設 備 資 金	68	512,583	248	1,945,548	90.8	8.3
合 計	618	6,641,778	2,308	23,572,279	83.5	100.0

(8) 新規・継続別保証状況

(単位：件・千円・%)

区 分	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (26/4～26/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
新 規	89	359,113	332	1,693,918	100.1	7.2
継 続	529	6,282,665	1,976	21,878,361	82.4	92.8
合 計	618	6,641,778	2,308	23,572,279	83.5	100.0

(9) 担保・無担保別保証状況

(単位：件・千円・%)

区 分	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (26/4～26/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
担 保	68	1,334,980	251	4,761,636	90.2	20.2
無 担 保	2	30,400	4	69,600	94.6	0.3
合 計	548	5,276,398	2,053	18,741,043	81.9	79.5
合 計	618	6,641,778	2,308	23,572,279	83.5	100.0

(10) 事故原因別代位弁済状況

(単位：件・千円・%)

区 分	代 位 弁 済						
	当 月 中			当 月 末 (26/4～26/7)			
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	前年比	構成比
売上・受注の減少	18	161,501	55.7	52	302,121	46.2	40.3
競 争 激 化	3	39,172	13.5	16	183,369	188.4	24.5
取 引 先 の 倒 産	0	0	0.0	0	0	—	0.0
回 収 困 難	3	9,174	3.2	8	57,615	31.3	7.7
事業拡張・設備投資過多	0	0	0.0	1	12,466	13.0	1.7
金 融 困 難	0	0	0.0	3	13,527	7.8	1.8
経営管理の放漫	2	63,530	21.9	3	71,565	605.9	9.6
災害・事故・その他	2	14,345	5.0	11	84,431	120.9	11.3
保 証 人 事 故	0	0	0.0	1	4,753	8.8	0.6
不 明	1	2,025	0.7	5	19,491	17.1	2.6
合 計	29	289,747	100.0	100	749,339	51.5	100.0

【相談窓口のご案内】

1 保証相談窓口

当協会では、信用保証のご利用に関するご相談をはじめ、制度融資についてのご案内・ご相談や金融面からの経営相談を常時お受けしています。この相談窓口は、保証部と経営支援部に設けておりますので、お気軽にお越しください。

なお、お越しいただく際、決算書等の資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に応じることができます。ぜひご利用ください。

お問い合わせ

【保証部】	電話番号	099-223-0271
	受付時間	9:00~17:15 (土・日曜日及び祝日は除く。)
【経営支援部】	電話番号	099-223-0274
	受付時間	9:00~17:15 (土・日曜日及び祝日は除く。)

2 特別相談窓口

当協会では、取引先の倒産、災害、金融機関の破綻などによって経営の安定に支障を来している中小企業者のために、特別相談窓口を設置し、ご相談をお受けしています。

平成26年8月現在、次の相談窓口を設置しています。この相談窓口は保証部と経営支援部に設けてありますので、お気軽にご相談ください。

- 経営改善・資金繰り相談窓口
- 北朝鮮制裁措置に係る特別相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- パナソニックデバイスオプティカルセミコンダクター(株)の生産移管により影響を受ける中小企業者に対する特別相談窓口
- 平成25年台風第24号による災害に関する特別相談窓口
- 皮革等相談窓口
- 原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口
- デフレ脱却等特別相談窓口

お問い合わせ

【保証部】	電話番号	099-223-0271
	受付時間	9:00~17:15 (土・日曜日及び祝日は除く。)
【経営支援部】	電話番号	099-223-0274
	受付時間	9:00~17:15 (土・日曜日及び祝日は除く。)

3 経営再生支援相談窓口

当協会では、経営改善や事業再生に関するご相談を常時お受けしています。この相談窓口は、経営支援部に設けておりますので、お気軽にお越しください。

なお、お越しいただく際、決算書等の資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に応じることができます。ぜひご利用ください。

お問い合わせ

電話番号	099-223-0274
受付時間	9:00~17:15 (土・日曜日及び祝日は除く。)

4 苦情相談窓口

当協会では、信用保証に関する苦情・質問などのご相談を常時お受けしています。

お客様の声を真摯に受け止め、まごころをこめて対応いたします。

お気軽にご意見やご要望などをお寄せください。

お問い合わせ

電話番号	099-223-0530
受付時間	9:00~17:15 (土・日曜日及び祝日は除く。)